

見舞金・祝金の支給に関わる規程

(旧「慶弔・見舞金規程」)

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

令和 2 年 9 月 8 日 理事会改定

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会の見舞金と祝金の支給について定める。

第 2 条 見舞金および祝金は、支給対象者に当該事由があったときから概ね 1 ヶ月以内に、理事・監事または事務局から所定の様式による会長あての申告書が提出された場合、会長から（但し支給対象者が支部に所属している場合は、当該会員の所属する支部の地域担当理事経由で）本人に送達する。

第 3 条 見舞金の種類は次の 3 種とする。

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 災害見舞金

2. 見舞金の支給対象者は、正会員または賛助会員の代表者、正会員でない理事・監事・顧問・相談役、および名誉顧問、名誉会員とする。
3. 弔慰金は、支給対象者が死亡した場合、法定相続人に支給する。また、正会員の代表者の配偶者及び一親等が死亡した場合、正会員の代表者に支給する。
4. 傷病見舞金は、支給対象者が病気または負傷して 1 ヶ月以上の入院を要する、または要したことを、理事・監事または事務局が確認したときに会長から本人に支給する。
5. 災害見舞金は、火災・天災等のため、支給対象者の住所または事業場の面積の 2 分の 1 以上に実害をうけ、5 日間以上使用できない現状を理事・監事または事務局が確認した場合に支給する。

第 4 条 見舞金の金額は次のとおりとする。

(1) 弔慰金

- ① 正会員の代表者、正会員でない理事・監事・顧問・相談役が死亡した場合：
30,000 円＋生花 1 台
- ② 賛助会員の代表者、名誉顧問、名誉会員が死亡した場合：20,000 円＋生花 1 台
- ③ 正会員の代表者の配偶者及び一親等、正会員でない理事・監事・顧問・相談役の配偶者及び一親等、名誉顧問・名誉会員の配偶者及び一親等が死亡した場合：
10,000 円＋生花 1 台
- ④ 一人の支給対象者が第 4 条 (1) の ① ② ③ の複数に該当する場合は、① ② ③ の弔慰金は重複しての支給は行わず、最も金額の多い弔慰金のみを支給する

⑤ 第4条(1)の①②③以外で、会長が弔慰金の支給が適当であると認めた弔事については、会長が金額を決定して弔慰金を支給し、理事会に報告する

(2) 傷病見舞金：10,000円

(3) 災害見舞金：被災状況の程度に応じて理事会で定める

第5条 同時に広範囲の地域にわたり、天災・地変のため正会員が災害にあい、かつ住居または事業場の全部が災害をうけた場合は、この内規によることなく、理事会が別に救済対策を講ずるものとする。

第6条 慶事についての祝金は次の通りとする。

(1) 正会員の代表者の結婚 20,000円

正会員の代表者の子女の結婚 10,000円

(2) 正会員の事業所の新築披露祝い 20,000円

(3) 正会員の創業10周年以上の記念式典祝い 10,000円

(4) 第6条(1)(2)(3)以外で、会長が祝金の支給が適当であると認めた慶事については、会長が金額を決定して祝金を支給し、理事会に報告する

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

以上